実地指導における主な指導事項

（運営に関する基準）

身分を証する書類の携行

※通所支援指定基準第71条の11、相談支援指定基準第11条

不適切な事例

●従業者に身分証を携行させていない。

障がい児等が安心して訪問支援の提供を受けられるよう、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所等の従業者に、身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障がい児、給付決定保護者、当該障がい児の家族等から求められたときは提示する必要があります。

なお、この証書等には、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所等の名称、**従業者の氏名を必ず記載**するものとするほか、**当該従業者の写真の貼付や、役職（管理者等）、職能（訪問支援員等）、事業所連絡先（住所・電話番号）等の記載を行うよう努めてください。**

実地指導における主な指導事項

（運営に関する基準）

変更の届出

※児童福祉法 第21条の5の20・第24条の13・法第24条の32

不適切な事例

●管理者や児童発達支援管理責任者、または専用区画、運営規程等について、指定時に申請をした内容等が変更されているが、変更届が提出されていない。

●加算等の要件を満たせなくなったが、取下げの届出を行っていない。

指定時に申請をした内容等に変更があった場合、原則として変更後１０日以内に、本市へ変更届出等の手続きを行う必要があります。

また、加算の算定開始を届け出る際に 前月１５日までになされた場合は、翌月から算定でき、１６日以降に届け出た場合は翌々月からの算定になります。加算の算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに本市へ届け出を行ってください。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

定員超過利用減算（児童発達支援・放課後等デイサービス）

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（５）

不適切な事例

●利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し（利用定員の増数変更など）が行われていない。

●１日あたりの利用者数では減算となる値は下回っているものの、過去３月間の利用実績の分析がなされておらず、過剰な定員超過利用の未然防止が図られていない。

利用定員が50名以下の場合（※）については、１日の障がい児の数が利用定員に100分の150（障がい児入所支援は100分の110）を乗じて得た数を超える場合に、当該１日について障がい児全員につき所定単位数の100分の70で算定することになります。

※利用定員が51名以上の場合の取扱いは異なります。

また、過去３月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱いについては、直近の過去３月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125（障がい児入所支援は100分の105）を乗じて得た数を超える場合に、当該１月間について障がい児全員につき減算になります。

なお、多機能型事業所等にあっては、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合、当該サービスごとに当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

人員欠如減算

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（６）

不適切な事例

●指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる員数を満たしていない。

指定基準の規定により、配置すべき従業者（児童指導員・保育士）については、人員基準上必要とされる員数から１割 を超えて減少した場合には その翌月から、１割の範囲以内で欠如した場合は その翌々月から、人員欠如が 解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から３ヵ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

※ 障がい福祉サービス経験者については、R3.4.1より基準の配置すべき従業者とは見なされません。（R3.3.31日時点で指定を受けている事業所については、R5.3.31まで経過措置あり。）

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

人員欠如減算

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（６）

不適切な事例

●児童発達支援管理責任者が退職したのちに、すみやかに後任が補充されていない。

児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から５月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

なお、多機能型事業所等であって、複数の障がい児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障がい児通所支援の障がい児全員について減算となります。

※人員欠如は人員基準違反であり、指導や勧告の対象とする場合があります。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

個別支援計画等未作成減算

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（７）

不適切な事例

●児童発達支援管理責任者による指揮のもと、個別支援計画等が作成されていない。

●基準に定められている個別支援計画等作成にかかる、一連の業務が適切に行われていない。

個別支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から　当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき　所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から３月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（９）

当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算されます。

（一）指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生省令第16号。以下「指定入所基準」という。）の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（９）

（二）指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、１年に１回以上開催していない場合。

　なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

（三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知　第二　１．通則（９）

（四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年１回以上実施していない場合。

※ 令和５年３月31日までの間は、（二）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても減算は適用されませんが、委員会の開催等は実施するよう努めてください。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

児童指導員等加配加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の④

加算を算定するために基準上必要な人員に加えて配置が必要な従業者について
（常勤換算１以上の配置が必要）

区　　分	説　　明
理学療法士等（専門職員）	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 ・大学 若しくは 大学院で、心理学又はこれに相当する課程を専修し卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院の資格障害学科を履修した者又はこれに準じる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者

※「特別支援加算」を既に理学療法士等（保育士を除く）により算定している場合、重複して算定はできません。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

児童指導員等加配加算

区　　分	説　　明
児童指導員等	・児童指導員、手話通訳士及び手話通訳者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等を終了した者
その他従業者	・その他の従業者（直接支援に従事する者）

＊ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等とは、重度訪問介護従業者養成研修（行動障がい支援課程）と行動援護従業者研修も含みます。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

専門的支援加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の④の２

支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を１名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算です。

≪児童発達支援における専門的支援加算の算定要件について≫

対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について５年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含まれます。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

専門的支援加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の④の２

算　　定　　対　　象	児童発達支援	放課後等デイサービス
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・ 心理指導担当職員等（※１）	算定対象	算定対象
児童福祉事業で５年以上（※２）の実務経験が ある保育士	算定対象	対象外
児童福祉事業で５年以上（※２）の実務経験がある 児童指導員	算定対象	対象外

（※１）「特別支援加算」を既に理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く）により算定している場合、重複して算定はできません。

（※２）５年以上 とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから５年（900日）以上ですので、ご注意ください。

◎「児童指導員等加配加算」と重複して算定する場合、加配対象の１名に、さらに１名分の加配が必要です。
（いずれも常勤換算）

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

看護職員加配加算（児童発達支援・放課後等デイサービス）
厚生労働省告示第九十九号別表第１　10

医療的ケア児の受け入れ体制を確保し、必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算です。

※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外：廃止
※主として重症心身障害児を通わせる事業所
①看護職員加配加算Ⅰ（看護職員を常勤換算１以上配置）
医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること
②看護職員加配加算Ⅱ（看護職員を常勤換算２以上配置）
医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること

◎ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出してください。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

事業所内支援加算（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）⑥及び⑥の２

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件が見直されました。

事業所内相談支援加算について、個別の相談援助「加算（Ⅰ）」だけではなく グループでの面談等「加算（Ⅱ）」も算定可能となりました 。

相談援助の内容から、障がい児を同席させることが望ましくない場合等、当該障がい児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障がい児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できます。

なお、本加算は障がい児に事業所においてサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できます。

ただし、当該障がい児にサービスを提供していない月においては算定できません。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

事業所内支援加算（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）⑥及び⑥の２

「加算Ⅱ」は、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障がい児及びその家族等に対して、障がい児への療育に関する相談援助を、当該障がい児以外の障がい児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く）に月１回に限り、算定できます。

ア　相談援助が 30 分に満たない場合
イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合

また、相談援助を行う対象者は、２人から８人までを１組として行うものとしてください。なお、障がい児及びその家族等が同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えるものとしてください。

※ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定する場合は、どちらも相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。また、相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないですが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮してください。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

事業所内支援加算（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）
報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）⑥及び⑥の２

相談援助を行う従業者に係る要件はないので、事業所において当該相談援助を行うのに適した従業者に行わせることで、算定要件を満たすものとしています。なお、事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、同時に複数の保護者に対して相談援助を行うため、事業所内で保護者への相談援助について一定の経験を有する者が担うことを想定しています。

（R3 障害福祉サービス等報酬改定等に関する QA VOL.2 問 56 より一部抜粋）

事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、グループでの面談としてペアレント・トレーニングなどを想定しており、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけのような場合は算定の対象外です。事業所の従業者による相談援助が介在しない場合は、本加算の算定は認められません。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

事業所内支援加算（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）
報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）⑥及び⑥の２

グループでの面談等の具体的な方法については、各事業所において検討するものとし、報酬を算定する要件として具体的な方法は定めていません。

なお、厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」（※）が作成されていますので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考としてください 。

（※）令和元年度障害者総合福祉推進事業「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」成果物。

（R3 障害福祉サービス等報酬改定等に関する QA VOL.2 問 57より一部抜粋）

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

食事提供加算（児童発達支援センター）

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑦

不適切な事例

●外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。

事業所が食事を提供した場合に限定して加算を算定してください。

食事提供体制加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して、原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定することが可能なものですが、食事の提供に関する業務を、当該施設の最終的責任のもとで第三者に委託することは差し支えありません。

ただし、当該調理委託が行うことができるのは、施設内の調理室を使用して調理させる場合に限られ、施設外で調理し搬入する方法は認められません。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障がい児に提供するような方法による加算の算定も認められません。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑨

不適切な事例

●従業者の異動や退職等により、福祉専門職員配置等加算の要件を満たせていない。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合、常勤配置している従業者の割合が該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないようにしてください。

加算の取り下げは届出が必要ですので、対象となる従業者の異動がある場合は、引き続き算定できるか、また加算の型の変更がないか確認してください。

区分・Ⅰ型：有資格者が100分の35以上
Ⅱ型：有資格者が100分の25以上
Ⅲ型：常勤従業者が100分の75以上　又は　勤続３年以上の常勤従業者の割合が100分の30以上

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑨

加算の対象となる従業者

区分	
Ⅰ	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師 ※　左記の者で常勤の児童指導員又は障がい福祉サービス経験者★
Ⅱ	
Ⅲ	・児童指導員 ・保育士 ・障がい福祉サービス経験者★

★　障がい福祉サービス経験者は、基準配置に含めている事業所に限り、経過措置として令和５年３月３１日まで加算対象とすることができます。

＊基準上必要な従業者のみを対象としているため、従来の「指導員」は対象外となります。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

強度行動障がい児支援加算（児童発達支・放課後等デイサービス）

厚生労働省告示第九十九号別表第１　９の２

強度行動障がいを有する障がい児への適切な支援を推進するため、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等を終了した職員を配置し、強度行動障がいを有する障がい児に対して支援を行うことを評価する加算です。

※研修要件は、児童指導員等配置加算と同じ

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

欠席時対応加算（Ⅰ）（Ⅱ）

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑪

不適切な事例

●利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。

　利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児 又は その家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。

　欠席の連絡があった日が、前々日か、前日になるのか計算するにあたっては、事業所の営業日でカウントし、土・日・祝日等の休業日は含みません。（欠席時対応加算（Ⅰ）・従前どおり）

　また、利用児童の体調不良などにより結果的に短時間（30分以下・送迎中の時間は含まず）のサービス提供となった場合に算定できる「欠席時対応加算（Ⅱ）」は、放課後等デイサービスのみ算定可能です。

　ただし、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、加算の対象では限りではありません。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

個別サポート加算（Ⅰ）（Ⅱ）

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑫の2

●個別サポート加算（Ⅰ）

　著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は５領域 11 項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障がい児を受け入れたことを評価する加算です。

●個別サポート加算（Ⅱ）

　虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算です。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

医療連携体制加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑬

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障がい児に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について見直されました。

① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価すること

② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとすること

以上、2点が明確化されました。

なお、看護の提供においては、当該障がい児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください 。また、当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください 。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

延長支援加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑮

不適切な事例

●運営規程に定める営業時間が８時間以上でない。
●営業時間を超えた支援となっていない。
●延長時間帯に、指定通所基準に定められた直接支援業務に従事する職員が１名以上配置されていない。
●延長した支援が必要であることが、「障がい児支援利用計画」に位置付けられていない。

延長支援加算は、単なる営業時間外の預かり又は送迎者を待つ待機時間には算定できません。障がい児に延長した支援が必要であることを、相談支援事業所等により障がい児支援利用計画に位置づけられていることが必要です。

また、営業時間については利用状況を踏まえ、適切な設定が必要です。

例えば、営業時間が９時から１７時の事業所において、９時から１０時の利用はなく、１７時以降の利用が多い場合は、営業時間を１０時から１８時にする等、適正化を図ることが必要です。

なお、これらの要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないとともに、届出を行ってください。

実地指導における主な指導事項

（報酬の算定に関する事項）

延長支援加算

報酬の留意事項通知　第二　２．障害児通所給付費等（1）の⑮

運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という）において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日の延長支援に要した時間に応じて算定するものですが、次の点に注意が必要です。

ア）ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まないものであること。

イ）個々の障がい児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

ウ）延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を１名以上配置していること。ただし、営業時間については、利用状況を踏まえ適切な設定が必要です。

エ）保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等、「延長した支援が必要かつやむを得ない理由」があり、かつ当該理由が障がい児支援利用計画に記載されていること。

以上で、指定障がい児支援事業者等集団指導を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

障がい　集団指導

OSAKA CITY 大阪市